

議案第 18 号

亀山市火災予防条例の一部改正について

亀山市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市火災予防条例の一部を改正する条例

亀山市火災予防条例（平成17年亀山市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第26条関係）

種類		離隔距離（cm）						備考		
		入力	上方	側方	前方	後方				
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100			
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50			
ふろがま	気体燃料以外	半密閉式	浴室設置	外がま	21kw以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下）	—	15注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は
				内がま	21kw以下（ふろ用	—	—	60	—	

		以外のバーナーをもつものにあつては42kw以下)				2cmとする。
浴室外設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	15	15
	外がまでバーナー取出口のあるもの	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	15	60	15
	内がま	21kW以下(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、	—	15	60	—

				かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)				
			密閉式	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	2	2
			屋外用	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取出口のないもの	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下)	—	4.5 注	—	4.5
			内がま	21kW以下 (ふろ用以外のバーナーを	—	—	—	—

		もつもの にあつて は42kW 以下)				
浴室外 設置	外がまでバ ーナー取出 口のないも の	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5
	外がまでバ ーナー取出 口のあるも の	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5
	内がま	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあつて は当該バ ーナーが 70kW以下 であつて、 かつ、ふ ろ用バー	—	—	—	—

					ナーが21kW以下)						
					密閉式 21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	—	2 注	—	2		
					屋外用 21kW以下 (ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下)	30	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			39kW以下	60	15	15	15		
	液体燃料	不燃			39kW以下	50	5	—	5		
		上記に分類されないもの			—	60	15	60	15		
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の
	液体燃料	不燃	半密閉	密閉	強制温風を前方	26kW以下	100	15	150	15	

体 燃 料 以 外	式	対流 型	向に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	15	100	15	場 合 に あ っ て は 100 cm と す る。	
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	150	150		
			強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	密閉式	強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10			
			70kW以下	80	5	—	5			
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—		150
				温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	150	—		150
				強制排気型	26kW以下	50	5	—		5
	密閉式	強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5			
			上記に分類されないもの		—	100	60	60		60
厨 房 設 備	不燃 以 外	開放式	組込型 こんろ ・グリル付 こんろ・グリド 付こんろ、 キャビネット 型こんろ・グ リル付こんろ ・グリドル付 こんろ	14kW以下	100	15	15	15		
				据置型 レンジ	21kW以下	100	15	15	15	
				組込型 こんろ ・グリル付 こんろ・	14kW以下	80	0	—	0	
			不燃	開放式	組込型 こんろ ・グリル付 こんろ・	14kW以下	80	0	—	0

			グリドル付コンロ、キャビネット型コンロ・グリドル付コンロ・グリドル付コンロ						
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
ボイラー	気体燃料	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
			フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15		
			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式	42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15	
			フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15	
		開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5	
		半密閉式	42kW以下	—	4.5	—	4.5		
密閉式	42kW以下	4.5	4.5	—	4.5				
	不燃								

		屋外用	フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15			
				12kW以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃			12kWを超え70kW以下	50	5	—	5			
				12kW以下	20	1.5	—	1.5			
上記に分類されないもの				23kWを超える	120	45	150	45			
				23kW以下	120	30	100	30			
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
					19kW以下	60	4.5	4.5	4.5	注	
液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	15		
	不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	100		
				機器の上	39kW以下	120	5	—	5		

				方又は前方に熱を放散するもの						
	上記に分類されないもの				—	150	100	150	100	
乾燥設備	気体燃料以外	開放式		衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
				衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5	
	上記に分類されないもの		内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50		
			内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体燃料以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	
				フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	
		半密閉式			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用			フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15
					フードを付ける場合	12kW以下	15	15	15	15
		不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5
					フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5
フードを付ける場合	12kW以下				10	4.5	—	4.5		

			半密閉式	12kW以下	—	4.5	—	4.5	
		密閉式	常圧貯蔵型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
			瞬間型調理台型	12kW以下	—	0	—	0	
			壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外		12kW以下	40	4.5	15	4.5	
		不燃		12kW以下	20	1.5	—	1.5	
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式 常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15	
			瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15	
		密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15
			瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
				瞬間型	12kWを超	—	4.5	—	4.5

					え70kW以下						
	密閉式		常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
		瞬間型	調理台型		12kWを超え70kW以下	—	0	—	0		
			壁掛け型、据置型		12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合		12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5		
		瞬間型	フードを付けない場合		12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合		12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外			12kWを超え70kW以下	60	15	15	15		
		不燃			12kWを超え70kW以下	50	5	—	5		
		上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合にはあっては60cmとする。 注2：方向性を有するものには100cmとする。
				バーナーが露出	全周放射型	7kW以下	100	100	100	100	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
				バーナーが隠ぺい	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5	
				バーナーが露出	全周放射型	7kW以下	80	80	80	80	
				バーナー	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5	

			が隠 ぺい	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
液 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式		放射型	7kW以下	100	50	100	20			
				自然対流型	7kWを超 え12kW以 下	150	100	100	100			
					7kW以下	100	50	50	50			
					強制 対 流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの	12kW以下	100	15	100	15	
				温風を全周 方向に吹き 出すもの		7kWを超 え12kW以 下	100	150	150	150		
				7kW以下	100	100	100	100				
		不 燃	開 放 式	放射型	7kW以下	80	30	—	5			
					自然対流型	7kWを超 え12kW以 下	120	100	—	100		
						7kW以下	80	30	—	30		
				強制 対 流 型	温風を前方 向に吹き出 すもの	12kW以下	80	5	—	5		
温風を全周 方向に吹き 出すもの	7kWを超 え12kW以 下				80	150	—	150				
7kW以下	80				100	—	100					
固体燃料					—	100	50	50	50			
							注2	注2	注2			
調 理 用 器 具	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	バー ナー が 露 出	卓上型こん ろ（1口）下	5.8kW以 下	100	15	15	15	注：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 を示す。	
					卓上型こん ろ（2口以 上）・グリ ル付こんろ ・グリドル 付こんろ	14kW以下	100	15	15	15		
				バー ナー が 隠 ぺい	加 熱	卓上型グリ ル	7kW以下	100	15	15		15
					加 熱	卓上型オー ブン・グリ	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5

				リットル以下)						
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外		6kW以下	100	15	15	15		
		不燃		6kW以下	80	0	—	0		
		固体燃料		—	100	30	30	30		
電気 温風器	電気	不燃以外		2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向には60cmとする。	
		不燃		2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気 調理用 機器	電気 以外	電気 こんろ、 電気 レンジ、 電磁 誘導 加熱 式調 理器 (こ んろ 形 態の もの に限 る。)	こんろ部分 の全部又 は一部が 電磁誘 導加熱 式調理 器でな いもの	4.8kW以 下(1口 当たり2kW を超え3kW 以下)	100	2	2	2	注1：機 器本体上 方の側方 又は後方 の離隔距 離(こん ろ部分が 電磁誘導 加熱式調 理器でな い場合に おける発 熱体の外 周からの 距離)を 示す。 注2：機 器本体上 方の側方 又は後方 の離隔距 離(こん ろ部分が 電磁誘導 加熱式調 理器の場 合におけ る発熱体 の外周か らの距離)	
				4.8kW以 下(1口 当たり1kW を超え2kW 以下)	100	2	2	2		
				4.8kW以 下(1口 当たり1kW 以下)	100	2	2	2		
				4.8kW以 下(1口 当たり1kW 以下)	100	2	2	2		
				4.8kW以 下(1口 当たり1kW 以下)	100	2	2	2		
				4.8kW以 下(1口 当たり1kW 以下)	100	2	2	2		
				4.8kW以 下(1口 当たり1kW 以下)	100	2	2	2		
				4.8kW以 下(1口 当たり1kW 以下)	100	2	2	2		
不燃	電気 こんろ、 電気 レンジ、 電磁 誘導 加熱 式調 理器 (こ んろ 形 態の もの に限 る。)	こんろ部分 の全部又 は一部が 電磁誘 導加熱 式調理 器でな いもの	こんろ部分 の全部が 電磁誘 導加熱 式調理 器の もの	4.8kW以 下(1口 当たり3kW 以下)	80	0	—	0		
				4.8kW以 下(1口 当たり3kW 以下)	80	0	—	0		
				4.8kW以 下(1口 当たり3kW 以下)	80	0	—	0		
				4.8kW以 下(1口 当たり3kW 以下)	80	0	—	0		

		る。)						を示す。
電気 天火	電気 不燃	不燃以外	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子 レンジ	電気 不燃	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	
電気 ストーブ	電気 不燃	不燃以外	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	30	100	4.5
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	100	100	100
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5
	不燃	不燃	前方放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	15	—	4.5
			全周放射型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	80	—	80
			自然対流型 (壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2kW以下	80	0	—	0
電気 乾燥	電気 不燃	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0

器	電	不燃以外	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥 機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前 面に排気 口を有す る機器に あっては 0cmとす る。 注2：排 気口面に あっては 4.5cmと する。
		不燃	衣類乾燥機、 食器乾燥機、 食器洗い乾燥 機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電	電	不燃以外	温度過昇防止 装置を有する もの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止 装置を有する もの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。